

新宿区教育委員会会議録

平成23年第8回定例会

平成23年8月5日

新宿区教育委員会

平成23年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年8月5日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時20分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	委 員	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人
統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘	統 括 指 導 主 事	長 田 和 義

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 主 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 主 査	

議事日程

議案

- 日程第1 議案第52号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第53号 平成24年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第3 議案第54号 平成24年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第4 議案第55号 平成24年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の採択について
- 日程第5 議案第56号 新宿区社会教育委員の委嘱について

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第8回定例会を開会します。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

○白井委員 了解しました。

◎ 議案第52号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

まず「日程第1 議案第52号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第52号議案でございます。

議案概要をご覧ください。本条例につきましては、本年第44号議案により補償基礎額の改定を行ったところです。今回さらに改定が必要になったものです。

右側の概要欄、1の改正の概要です。

まず1点目が障害者自立支援法の改正による規定整備ということで、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の改正に伴いまして、引用条項の規定を整備するということが1点です。

2点目ですが、政令等の改正による介護補償の額の改定ということで、資料にあります公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令等の施行に伴いまして、介護補償の額の改定を行うものでございます。

大きな2点目の2番目の改正内容のところですが、(1)といたしまして、自立支援法第5条が改正され、第4項に視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者を対象とした同行援護が規定されております。これに伴いまして、一部の項が繰り下げられたことから、

引用条項を改めるというものです。

(2)の介護補償の額の改定ですが、アの常時介護を要する場合、イの常時介護を要する場合で親族等による介護を受けた日があるとき、ウの随時介護を要する場合、エの随時介護を要する場合で親族等による介護を受けた日があるとき、それぞれにつきましては、表記のとりの金額の改定がございます。

今回の改定につきましては、平成22年の人事院勧告がマイナスだったことを受け、労災保険から支給される介護補償給付の引き下げについて、厚生労働省が労働政策審議会に諮問しまして、妥当との答申を受けたことにより、実施することによるものです。

施行日ですが、平成23年11月1日から施行する。ただし、13条の第1項第2号の改正規定は、整備法第2条中障害者自立支援法第5条中第22項を23項とし、第4項から21項までを1項ずつ繰り下げ、3項の次に1項を加える改正規定の施行の日から施行するということでございます。

経過措置といたしましては、改正後の介護補償の規定は条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、条例施行前に支給すべき事由が生じた介護補償については、改正前の規定を適用するというものでございます。

以上でございます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第52号について、御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問、ございませんでしょうか。菊池委員どうですか。

○菊池委員 特にありません。

○松尾委員長 特に御質問がないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

議案第52号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第52号は原案のとおり決定いたしました。

-
- ◎ 議案第53号 平成24年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
 - ◎ 議案第54号 平成24年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
 - ◎ 議案第55号 平成24年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の採択について

○松尾委員長 次に「日程第2 議案第53号 平成24年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」「日程第3 議案第54号 平成24年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」「日程第4 議案第55号 平成24年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の採択について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、まず議案第53号、平成24年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について御説明申し上げます。

この議案の提出理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づきまして、区立小学校教科用図書を採択する必要があるためでございます。

平成24年度に使用する小学校教科用図書につきましては、法令の規定により、昨年度採択したものと同一のものを採択することになっております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一教科用図書を採択することとされています。そして政令で定める期間は、同法施行令第14条で4年と定められています。

前回は昨年度、使用する教科用図書について採択替えを行いましたので、平成26年度までの4年間、同一の教科用図書を採択するということになっております。

議案は昨年度採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧となっております。

続きまして、議案第54号、平成24年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について、御説明申し上げます。

当教育委員会は、7月15日に中学校教科用図書審議委員会から採択の対象となるすべての教科用図書の調査検討結果について答申を受け、当日、7月20日及び7月22日の3回にわたり協議を重ねていただいております。そして審議会の調査結果をもとに十分な協議を行い、本区の学校、生徒の実情を十分配慮して、公正かつ適正に種目ごとに採択候補の教科用図書を1者に絞り込んでいただいたところでございます。

前回までの協議におきまして、採択の候補となる教科用図書を当委員会として1者に絞り込んだ理由を本日資料としてまとめておりますので、教育指導課長から説明させていただきます。御確認のほどよろしく願いいたします。

○教育指導課長 それでは、私から採択候補となりました教科用図書名とその絞り込み理由等

について、御説明いたします。資料をご覧ください。

初めに、前回までの協議で、採択候補となりました教科用図書の発行者名について申し上げます。

国語、光村図書出版。

書写、光村図書出版。

社会（地理的分野）、帝国書院。

社会（歴史的分野）、東京書籍。

社会（公民的分野）、日本文教出版。

地図、帝国書院。

数学、東京書籍。

理科、大日本図書。

音楽（一般）、教育出版。

音楽（器楽合奏）、教育芸術社。

美術、光村図書出版。

保健体育、東京書籍。

技術家庭（技術分野）、東京書籍。

技術家庭（家庭分野）、東京書籍。

英語、東京書籍。

以上でございます。

採択候補となった絞り込み理由等については、次の資料をご覧ください。

前回までの臨時会では、委員の皆様にはさまざまな視点から活発に御議論をいただきました。この資料には、それら御発言等の中から、論議の根拠になりました教科の目標や、今回の学習指導要領改訂の要点、また該当の教科用図書が採択候補として絞り込まれた理由のうち、特徴的なもののみを一部ピックアップして整理をさせていただきました。

以上で、御説明を終わります。

○**松尾委員長** 採択の候補となる教科用図書を当委員会として1者に絞り込んだ理由は、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**教育調整課長** それでは、議案第54号の説明を続けさせていただきます。

以上のように1者に絞り込みました採択の候補となる教科用図書について、前回の臨時会で教育長に議案としてまとめるよう御指示いただき、それをまとめましたのが議案の1ページの採択候補の教科用図書の一覧となっております。種目ごとに採択候補の教科用図書を掲げた表になってございます。

この議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づき、区立中学校教科用図書を採択する必要があるためでございます。

続きまして、第55号議案につきまして御説明申し上げます。

提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、文部科学省著作教科書及び一般図書を採択する必要があるためでございます。

これにつきましては6月24日に教科用図書審議委員会から教育委員会あてに答申が出されており、7月15日の教育委員会で内容について協議をさせていただいております。協議の際と異なる点は、中学校の拡大教科書について、本日の議案第54号と同一の内容を記載しております。その他の内容につきましては変更がないことから具体的な中身の説明は省略させていただきます。

今回、議案として提出させていただいたものでございますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第53号について、御意見、御質問をどうぞ。

○石崎教育長 小学校の教科用図書につきましては、昨年度採択した同一のものを使うということですので、質問はありません。

○松尾委員長 他に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第53号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第54号について、御意見、御質問をどうぞ。

○石崎教育長 中学校の教科用図書につきましては、新学習指導要領の全面改訂を受けて、新しい教科書が各社から出版されたということで、教育委員会でも数日かけて議論し、また意見も出してきたということでございますので、特に質問・意見はありません。

○松尾委員長 これにつきましては、臨時会におきまして、議論を重ねてきたところでありま

すが、それに加えて何か御意見のおありの方はございますでしょうか。よろしいですか。

他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第54号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第54号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第55号について、御意見、御質問をどうぞ。

よろしいですか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第55号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

今回の教科書の採択に当たりましては、これまでに大変多くの皆様がかかわって、そして採択に至ることができました。御協力くださったすべての皆様にこの場をかりまして、感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

◎ 議案第56号 新宿区社会教育委員の委嘱について

○松尾委員長 次に「日程第5 議案第56号 新宿区社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、議案第56号でございます。新宿区社会教育委員の委嘱ということです。

提案理由は、社会教育法及び新宿区社会教育委員の設置に関する条例に基づき委嘱をする必要があるためでございます。

裏面に、第18期新宿区社会教育委員の候補者名簿が載っております。任期につきましては平成23年8月5日から25年8月4日の2年間です。

右側に区分とあります。まず、学校教育の分野からはお2方です。小・中校長代表が当たっています。その次、これも区分のところに社会教育と書かれている部分です。これにつきましては、小・中PTAの代表の方、そしてスクール・コーディネーターの代表の方、このお3方が入っています。次に家庭教育の分野からですが、地域家庭活動推進協議会、そして早稲田ミュージックラボ、新宿区家庭教育グループ連絡会、それぞれからお一方ずつ入って

います。学識経験者につきましてはお2方で政策研究大学院の大学教授、国立教育政策研究所総括研究官の方がそれぞれついています。合計10名ということでございます。

以上です。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第56号について、御意見、御質問をどうぞ。

大変基本的な質問で恐縮ですけれども、この社会教育委員の皆様方には、これからどのようなことに御協力願うということになるのでしょうか。

○教育支援課長 社会教育委員の皆様方には、毎回一定のテーマに沿った調査・研究を行っていただきまして、それに関して教育委員会に意見もしくは提言という形で意見を述べていただくというようなことで2年間、進めていくということが例年の進め方でございます。

○松尾委員長 今年度については何か決まっているテーマ等はございますでしょうか。

○教育支援課長 まだ具体的にテーマということを絞り込んでいないところですが、基本的には親力というようなことを含めて、家庭教育に関すること、あるいは学校や家庭、地域との連携、こういったことに関して、テーマを決めまして、研究・調査をしていただこうと考えております。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第56号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第56号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、予定している協議事項、報告事項はございませんが、事務局から何かありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○松尾委員長 それでは、以上で本日の教育委員会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 2時20分閉会